

厚生労働省



表 15 厚生労働省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況(個表)

1 事前評価

表 15-1(1) 個別公共事業を対象として評価を実施した政策 (平成 28 年 5 月 18 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の公共事業を対象とする政策評価 (事前評価))

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kokyo/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kokyo/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	水道水源開発等施設整備事業 (4 地区)	4 地区を採択した。

表 15-1(2) 個別研究開発事業を対象として評価を実施した政策 (平成 28 年 9 月 2 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の研究開発を対象とする政策評価 (事前評価))

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	厚生労働科学研究費 (27 事業)	27 事業につき、平成 29 年度予算概算要求 (8,240 百万円) を行った (平成 29 年度予算案額 : 7,092 百万円)。

表 15-1(3) 規制を対象として評価を実施した政策 (平成 28 年 5 月 11 日、5 月 18 日、7 月 15 日、8 月 31 日、平成 29 年 1 月 25 日、1 月 26 日、2 月 3 日、2 月 27 日、3 月 6 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト (厚生労働省の規制を対象とする政策評価)

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kisei/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
<b>臨床研究法案</b>		
1	特定臨床研究を実施する者に対する実施計画の策定及び届出の義務付け	臨床研究のうち、①医薬品等製造販売業者等から資金等の提供を受けた者が実施する臨床研究、②未承認・適応外の医薬品等を用いる臨床研究を、研究対象者へのリスクが特に高い「特定臨床研究」とし、厚生労働大臣が定める臨床研究実施基準の遵守を義務付けるとともに、特定臨床研究の実施に関する計画の厚生労働大臣への提出を義務付けること等を盛り込んだ「臨床研究法案」を国会に提出した (平成 28 年 5 月提出)。
2	特定臨床研究の実施に係る記録の作成保存義務	特定臨床研究を実施する者に対して、特定臨床研究に関する記録の作成及び保存を義務付けること等を盛り込んだ「臨床研究法案」を国会に提出した (平成 28 年 5 月提出)。
3	臨床研究審査委員会の認定	特定臨床研究に係る審査意見業務を実施する臨床研究審査委員会の設置者は、厚生労働大臣の認定を受けなければならないこと等を盛り込んだ「臨床研究法案」を国会に提出した (平成 28 年 5 月提出)。
4	臨床研究に関する資金等の提供に関する措置の義務付け	臨床研究に対する国民の信頼を確保するため、医薬品等製造販売業者等は、臨床研究の資金等の提供を行うときは契約を締結して行うこと

		とするとともに、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報を公表しなければならないこと等を盛り込んだ「臨床研究法案」を国会に提出した（平成28年5月提出）。
<b>毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案</b>		
5	毒物及び劇物指定令の改正（毒物又は劇物の指定並びに劇物からの指定除外について）（2件）	毒物及び劇物指定令を改正し、「（クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤」等を毒物に指定、「無水酢酸及びこれを含有する製剤」等を劇物に指定、「2-メルカプトエタノールが容量20リットル以下の容器に収められたものであって、2-メルカプトエタノール0.1%以下を含有する製剤」等を劇物から除外した。
<b>麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案</b>		
6	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（向精神薬の指定）	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令を改正し、「（RS）-6-（5-クロロピリジン-2-イル）-7-オキソ-6,7-ジヒドロ-5H-ピロロ[3,4-b]ピラジン-5-イル=4-メチルピペラジン-1-カルボキシラート（別名ゾピクロン）（塩類及びこれらを含有するものを含む。）」等を新たに向精神薬に指定した。
<b>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案</b>		
7	オルト-トルイジンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	労働安全衛生法施行令を改正し、オルト-トルイジンを特定化学物質に指定し、事業者新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施を義務付けた。
<b>雇用保険法等の一部を改正する法律案</b>		
8	労働条件等の明示	求職者等が、労働契約の締結の前に、当該契約の中に、職業紹介・募集広告等で示された労働条件と異なる内容等が含まれていないかどうか確認できるよう、求人者等に新たな明示義務を課すことを盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年1月提出）。
9	労働関係の法律の規定に違反する求人者等からの求人不受理	就職後のトラブルの未然防止を図るため、公共職業安定所等は、全ての求人について一定の労働関係の法律の規定に違反する求人者からの求人申込み、暴力団員等からの求人申込み等を受理しないことができること等を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年1月提出）。
10	職業紹介事業者に関する情報提供	求職者と求人者による適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、各事業者に紹介実績等に関する情報提供を義務付けることを盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年1月提出）。
11	職業紹介事業者に関する欠格事由	労働者派遣事業の許可に係る欠格事由と同様に、職業紹介事業の許可に係る欠格事由について、労働・社会保険関係法令違反で罰金刑に処された者、職業紹介事業の許可を取り消された者の役員であった者、職業紹介事業の許可取消しに係る処分逃れをした者及び暴力団員等職業紹介事業者についても欠格事由を追加することを盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年1月提出）。

12	指導監督、報告徴収等の規定の整備	求人者、労働者供給を受ける者について、職業安定法上の助言及び指導並びに報告徴収及び立入検査等の対象とすること等を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年1月提出）。
13	募集情報等提供事業を行う者の返還命令等の対象化、報告等の義務化	不正受給を防止するため、募集情報等提供事業を行う者について、不正受給を幫助した場合に、不正に受給した給付金の連帯返還又は当該給付金の額の二倍に相当する額以下の金額の納付命令の対象に加えること等を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年1月提出）。
<b>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案</b>		
14	三酸化二アンチモンに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	労働安全衛生法施行令を改正し、三酸化二アンチモンを特定化学物質に指定し、事業者新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施を義務付けた。
<b>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案</b>		
15	介護医療院の創設	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として介護医療院を介護保険法上に位置づけ、その開設を都道府県知事の許可制にして施設基準等の必要な規制を設けることを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年2月提出）。
16	共生型居宅サービス等における廃止及び休止の届出	利用者の利便の観点や、高齢化が進む中で人材の確保が課題となることを踏まえ、高齢者と障害者等が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための特例（当該特例を受けた事業者に係る休廃止の届出に係る規定を含む。）を設けることを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年2月提出）。
17	有料老人ホームの前払金保全措置の対象拡大	平成18年の老人福祉法改正の前に届出された有料老人ホームについても、施行日から3年を経過する日以降新たに入居した者については、前払金保全措置の義務対象とすることを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年2月提出）。
18	有料老人ホームの入所者保護のための事業主に対する報告の義務づけ	消費者保護の観点から、消費者の健全な選択に資する情報開示を促進するため、有料老人ホームの設置者に事業運営に係る情報を、定期的に指導監督権限を有する都道府県知事等に報告することを義務付けるとともに、都道府県知事等において当該情報の公表を義務付けることを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年2月提出）。
19	地域包括支援センターの評価の義務化	地域包括支援センターの実施する事業について、評価指標を国において確立した上で、当該指標に基づいた評価の実施を義務付けることを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一

		部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 2 月提出）。
20	悪質な有料老人ホームの事業主に対する都道府県知事による事業停止命令の創設	有料老人ホームの指導監督の仕組みを強化するため、都道府県知事等が入居者の保護のため特に必要がある等と認めるときは、有料老人ホームの設置者に対して事業制限又は事業停止命令を行うことができることを盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 2 月提出）。
<b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案</b>		
21	措置入院先病院の管理者による退院後生活環境相談員の選任	措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に、措置入院者及びその家族等からの退院後の生活環境に関する相談等に応じる退院後生活環境相談員の選任を義務付けることを盛り込んだ「保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 2 月提出）。
<b>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案</b>		
22	新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制の見直し	新規化学物質の審査特例制度について、日本全国における一の新規化学物質の量が一定の数量上限を超える場合は数量確認をしなければならないとする規定において、新規化学物質に係る各事業者の製造及び輸入数量を合計した数量を用いていたものを、その環境に対する影響を勘案して算出する環境排出量を合計した数量（各事業者の製造又は輸入数量に用途別の一定の係数を乗じた数量を合計した数量）を用いることを盛り込んだ「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 3 月提出）。
<b>旅館業法の一部を改正する法律案</b>		
23	違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可業者等に対する規制の強化	違法な民泊サービスの広がり等を踏まえ、無許可業者に対する報告徴収及び立入検査並びに緊急命令の規定を盛り込んだ「旅館業法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 3 月提出）。
<b>水道法の一部を改正する法律案</b>		
24	地方公共団体以外の者が経営する水道事業の休廃止に係る規定の整備	給水人口が政令で定める基準を超える水道事業を経営する地方公共団体以外の水道事業者に限り、その事業の一部又は全部の休止又は廃止に関する許可の申請に当たり、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないことを盛り込んだ「水道法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 3 月提出）。
25	水道施設の維持修繕の義務付け	水道事業者等は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕をしなければならないこと等を盛り込んだ「水道法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 3 月提出）。
26	水道施設台帳の作成及び保管の義務付け	水道施設を適切に管理するため、水道事業者等はその管理に属する水道施設の台帳を作成し、保管しなければならないことを盛り込んだ「水道法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成 29 年 3 月提出）。

27	水道施設運営権者に対する水道施設運営等事業技術管理者の配置の義務付け	水道施設運営等事業の適正な実施を期するため、水道施設運営権者は、当該事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一人を置かなければならないこと等を盛り込んだ「水道法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
<b>医療法等の一部を改正する法律案</b>		
28	特定機能病院におけるガバナンス体制の強化	特定機能病院の開設者に対し、当該特定機能病院の管理者として当該特定機能病院の管理運営に必要な能力及び経験を有する者を選任することを義務付けるとともに、当該選任は当該開設者と特別の関係を有する者以外の者を含む合議体の審査の結果を踏まえて行わなければならないこと等を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
29	助産所の管理者等が助産を行うことを約した時における、妊婦等の異常に対応する医療機関等に関する説明等の義務付け	助産所の管理者等に対し、助産師が妊婦又は産婦の助産を行うことを約した際には、当該妊婦等の助産を担当する助産師が当該妊婦等の異常に対応する病院又は診療所の名称等を記載した書面を作成し、当該書面を妊婦等又はその家族へ交付の上、適切な説明を行わなければならないこと等を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
30	医療に関する広告規制の見直し	美容医療サービスに関する医療トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽又は誇大な内容等不適切な内容を禁止すること等を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
31	医療機関が行う検体検査及び医療機関からの業務委託により行われる検体検査の精度の確保	医療機関で検体検査の業務を行う場合において、検体検査の業務を行う施設の構造設備、管理組織、検体検査の精度の確保の方法等に関する基準を設けること及び医療機関から衛生検査所、病院又は診療所で検体検査を行う受託業者等に検体検査の業務を委託する場合における検体検査の精度の確保に係る基準を設けることを明確化すること等を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。
32	病院等に対する監督規制の見直し	都道府県知事等は、病院等の業務が法令若しくは法令に基づく処分違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該病院等の開設者に対し、医療法の施行に必要な限度において、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができること等を盛り込んだ「医療法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（平成29年3月提出）。

(注) 表中の( )の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

表 15-(4) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（平成28年8月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の租税特別措置等を対象とする政策評価）

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/sotoku/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設するという税制改正要望を行い、検討事項となっている。
2	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	高額な医療用機器に係る特別償却制度について、対象機器の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長するという税制改正要望を行い、所要の改正が盛り込まれた。
3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、高水準型について、適用期限を3年間延長すること、増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直すこと等の税制改正要望を行い、高水準型について、適用期限を2年間延長すること、総額型の控除率について試験研究費の増減割合に応じた率とすることなどの改正が盛り込まれた。
4	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	中小企業者等の試験研究費に係る税額控除について、高水準型について、適用期限を3年間延長すること、増加型の廃止に伴い、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直すこと等の税制改正要望を行い、高水準型について、適用期限を2年間延長すること、総額型の控除率について試験研究費の増減割合に応じた率とすることなどの改正が盛り込まれた。
5	公害防止用設備に係る特例措置の延長	公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特別償却の特例措置を2年延長するという税制改正要望を行い、対象設備の取得価格要件の見直しを行った上で、所要の改正が盛り込まれた。
6	公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設	水道事業等における公共施設等運営権制度の活用促進を図るため、遡増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設するという税制改正要望を行ったが、別途運用により対応できることが明らかとなったため、措置しないこととされた。
7	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度について、適用期限を2年延長するという税制改正要望を行い、対象施設の取得価格要件の見直しを行った上で、所要の改正が盛り込まれた。
8	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置について、適用期限を2年延長するという税制改正要望を行い、割増率の見直しを行った上で、所要の改正が盛り込まれた。
9	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（中小企業投資促進税制）の拡充	中小企業者等が一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）（上乗せ措置については、税額控除（10%）又は即時償却）の選択適用を認めるという特別措置について、対象設備を追加した上で、適用期限を2年延長するという税制改正要望を行い、上乗せ措置については「中小企業等経営強化法」に基づく措置へと見直しを行った上で、所要の改正が盛り込まれた。

10	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長	商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合の税額控除等について、適用期限を3年延長するという税制改正要望を行い、適用期限の見直しを行った上で、所要の改正が盛り込まれた。
11	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制における固定資産税の減額措置及び不動産取得税の特例措置について、適用期限を2年延長するという税制改正要望を行い、所要の改正が盛り込まれた。
12	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税を撤廃するという税制改正要望を行い、平成二十九年度税制改正大綱において、特別法人税の課税停止措置の期限が平成三十一年度末まで再延長されることとなった。

## 2 事後評価

表 15-（5）実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）（平成 28 年 9 月 30 日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の政策体系一覧）

（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/mhlw\\_h24.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mhlw_h24.html)）参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	評価結果の反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本目標 1 施策目標 3-2】 医療安全確保対策の推進を図ること	目標達成	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 <予算要求> 平成 29 年度概算要求（1,275 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：1,104 百万円）。 <事前分析表の変更> 測定指標が、当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについて検証し、測定指標（医療事故情報収集等事業の参加登録医療機関数、医療安全支援センターの設置数、病院の立入検査における検査項目に対する遵守率）の見直しを検討していく予定である。
2	【基本目標 1 施策目標 9-2】 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	進展が大きい	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 <予算要求> 平成 29 年度概算要求（23,876 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：22,695 百万円）。 <事前分析表の変更> 平均在院日数の減少については、平成 26 年の数値において目標値を達成している。 平成 26 年度時点の特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診者は約 2,600 万人であり、平成 20 年度時点の受診者約 2,000 万人と比較して毎年 100 万人増加しているが、特定健診・特定保健指導の実施率とメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少

			<p>率について、直近の実績値ではまだ目標を達成していない。</p> <p>保険者による特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する観点から、第3期特定健康診査等実施計画期間（平成30年度～35年度）に向けて、以下のような制度の運用を見直し、本年1月19日に議論のまとめを行った。引き続き、目標達成に向けた取り組みを進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険者機能の責任を明確にする観点から、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を、29年度実績から公表。</li> <li>○詳細な健診項目に血清クレアチニン検査を追加（糖尿病性腎症の重症化予防）。</li> <li>○特定保健指導の質を確保しつつ、現場の創意工夫や効率化を推進する観点から、以下のとおり特定保健指導の運用ルールを見直す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画の実績評価の時期を現在の「6か月以降」から、保険者の判断で「3か月以降」とすることができる。</li> <li>・保険者が特定保健指導全体の総括・管理を行う場合、初回面接と実績評価の「同一機関要件」を廃止する。</li> <li>・初回面接の分割実施を可能とし、特定健診受診当日に対象者と見込まれる者に初回面接をできるようにする。</li> <li>・積極的支援対象者に対する柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施の導入（モデル実施は、一定の要件を満たせば、特定保健指導を実施したとみなすこととする）。等</li> </ul> </li> </ul>	
3	<p>【基本目標 1 施策目標 10-1】</p> <p>地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>平成29年度概算要求（3,881百万円）を行った（平成29年度予算案額：3,478百万円）。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <p>達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられ、引き続きこれまでの取組を推進していく。</p>
4	<p>【基本目標 2 施策目標 3-1】</p> <p>規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p> <p>平成29年度概算要求（1,691百万円）を行った（平成29年度予算案額：1,496百万円）。</p> <p>&lt;機構・定員要求&gt;</p> <p>薬物事犯取締関係で、依然として高水準の検挙人員となっている覚醒剤事犯や大麻事犯について、薬物専門捜査機関としての麻薬取締部の体制強化のため増員要求を行った。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt;</p> <p>達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられ、引き続きこれまでの取組を推進していくこととした。</p>

5	<p>【基本目標 2 施策目標 5-1】 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p>&lt;予算要求&gt; 平成 29 年度概算要求（4,297 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：4,128 百万円）。</p> <p>&lt;税制改正要望&gt; 生活衛生同業組合等が設置する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の他、生活衛生関係営業の振興を推進していくため、所要の税制改正要望を行った。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt; 達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられ、引き続き当該施策目標の達成に向けこれまでの取組を推進していくこととした。</p>
6	<p>【基本目標 3 施策目標 3-2】 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p>&lt;予算要求&gt; 平成 29 年度概算要求（154,098 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：153,212 百万円）。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt; 厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ（平成 28 年 7 月 22 日開催）での議論を踏まえ、 ○平成 28 年度事前分析表中の測定指標の選定理由を見直した。 ○また、平成 29 年度事前分析表においては、複数の測定指標を設定する予定である。</p>
7	<p>【基本目標 3 施策目標 7-1】 個別労働紛争の解決の促進を図ること</p>	目標達成	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p>&lt;予算要求&gt; 平成 29 年度概算要求（2,121 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：2,102 百万円）。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt; 達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられ、さらに高い目標値を設定して、引き続きこれまでの取組を推進していくこととした。</p>
8	<p>【基本目標 4 施策目標 5-1】 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること</p>	目標達成	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p>&lt;予算要求&gt; 平成 29 年度概算要求（22,866 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：20,431 百万円）。</p> <p>&lt;事前分析表の変更&gt; 達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられ、さらに高い目標値を設定して、引き続きこれまでの取組を推進していくこととした。</p>
9	<p>【基本目標 6 施策目標 5-1】</p>	相当程度進展	引き続き推進	<p>評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。</p> <p>&lt;予算要求&gt;</p>

	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること	あり		平成 29 年度概算要求（195,224 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：193,568 百万円）。 ＜事前分析表の変更＞ すくすく・サポート・プロジェクト（ひとり親家・多子世帯等自立応援プロジェクト）（平成 27 年 12 月 21 日「子どもの貧困対策会議」決定）に基づき、取組を推進すべきという評価結果を踏まえ、測定指標を同プロジェクトの K P I に見直す予定である。
10	【基本目標 7 施策目標 3-4】 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	目標達成	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成 29 年度概算要求（279 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：254 百万円）。 ＜事前分析表の変更＞ 達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられるものについて、引き続きこれまでの取組を推進していくとともに、より重点的に取り組むべき課題について検証を行い、次期目標等へ反映していく予定である。
11	【基本目標 8 施策目標 1-1】 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成 29 年度概算要求（1,114,405 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：1,119,071 百万円）。 ＜機構・定員要求＞ 障害者の地域生活支援や精神障害者の地域移行を推進していく必要があることから、施策の企画立案や自治体、関係団体等との調整を行う人員など推進体制の強化を図るための増員を要求する。 ＜事前分析表の変更＞ 達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられ、これまでの取組を引き続き推進していくこととした。
12	【基本目標 10 施策目標 1-2】 二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成 29 年度概算要求（519 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：493 百万円）。 ＜事前分析表の変更＞ 達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているかについて検証した上で、引き続きこれまでの取組を推進していくこととした。
13	【基本目標 11 施策目標 2-1】 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 ＜予算要求＞ 平成 29 年度概算要求（70,375 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：58,214 百万円）。 ＜事前分析表の変更＞ 達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与していると考えられ、引き続きこれまでの取組を推進していくこととした。

	を図ること			
14	【基本目標 12 施策目標 1-2】 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること	相当程度進展あり	引き続き推進	評価結果を踏まえて、以下の措置を行った。 <予算要求> 測定指標としている医療保険者中間サーバーの開発については、28年度に開発完了することを目標としているため、平成 29 年度の概算要求は行っていない。 <事前分析表の変更> 測定指標が、達成手段の当該施策目標に対する寄与度を適切に示しているかについて検討し、測定指標を変更する予定である。

表 15- (6) 事業評価方式により評価を実施した政策(成果重視事業)(平成 28 年 9 月 30 日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の一般分野の政策を対象とする政策評価（事業評価方式））

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/ippanjigyo/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippanjigyo/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	そのまま継続が妥当	【引き続き推進】 評価結果を踏まえ、平成 29 年度概算要求（13,923 百万円）を行った（平成 29 年度予算案額：13,178 百万円）。

表 15- (7) 総合評価方式により評価を実施した政策（平成 28 年 9 月 30 日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の一般分野の政策を対象とする政策評価（総合評価方式））

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/ippansogo/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/ippansogo/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	そのまま継続が妥当	【引き続き推進】 今後も、主に民間出身者で構成されるアフターサービス推進室の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みにより、引き続き、「国民の皆様の声」の活用を図るとともに、業務効率化の流れを踏まえつつ、より分かりやすい公表方法やより効果的かつ効率的な運用のための方策を検討する。 国民に伝わるような情報発信については、引き続き、省全体の分かりやすい情報発信に対する意識を高める活動を行っていくこととする。 アフターサービスについては、業務対象分野を更に拡大し、新規分野の調査を進めるとともに、好事例の紹介等にも取り組んで行くこと

			とする。
2	「行政事業レビュー」について	そのまま継続が妥当	<p>【引き続き推進】</p> <p>今後も、引き続き、行政事業レビューの実施に取り組む予定。</p>
3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	そのまま継続が妥当	<p>【引き続き推進】</p> <p>今後は、人事評価制度について、実施状況等も踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う。併せて、定められた基準、方法等に則って人事評価を行うよう職員に対する指導を徹底するとともに、評価者訓練を着実に進める。</p> <p>このような人事評価制度の取組を踏まえて、次代の厚生労働行政を担う人物像に照らして、前例にとられない適材適所の人事を推進していくこととしている。</p>
4	「職員の育成」について	そのまま継続が妥当	<p>【引き続き推進】</p> <p>昨年の情報政策関連事業に係る収賄容疑による職員逮捕・起訴事案や日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえ、二度と同じような事案が発生しないよう、管理職員に求められる情報技術や職員管理等に関する知識の修得を図るため、関係各局と調整のうえ速やかに必要な研修を実施する。</p>
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	そのまま継続が妥当	<p>【引き続き推進】</p> <p>「厚生労働省における女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」（平成27年4月1日策定、平成28年4月1日一部改正）において、引き続き男性職員の育児休業等取得率の目標を掲げているところであり、大臣等政務3役から子どもが生まれた本省男性職員及びその上司に対し、育児休業等の取得を直接促すとともに、地方機関においても当該機関の長から同様の取組を行う等により、取得率の更なる向上を目指す。</p> <p>恒常的な残業実態の改善等については、平成26年10月に発足した「省内長時間労働削減推進チーム」により、平成27年1月に「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」が提言された。この提言を踏まえ、平成27年10月から本省内部局及び中央労働委員会事務局において、厚生労働省働き方・休み方改革の取組を実施している。この取り組みでは、超過勤務の縮減の取組として原則として毎日20時までに退庁すること、年次休暇の取得促進のため全ての職員が年間16日以上年次休暇を取得することを目標として掲げており、働きやすい職場環境の改善を推進する。また、「指定休暇」及び「節目休暇」による休暇取得促進の取組、並びに「メールや省内放送による周知」による超過勤務の縮減の取組を継続するとともに、職場のいじめ・嫌がらせの防止に向けた職員への意識啓発を更に推進する。</p>

6	「政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	そのまま継続が妥当	<b>【引き続き推進】</b> 今後も、「組織活性化推進プロジェクトチーム」等を中心に、厚生労働省全体で業務改善に向けた取組を総合的に推進する。 特に、「業務適正化推進チーム（主査：副大臣、副主査：政務官）」において、業務適正化に向けた様々な取組がとりまとめられており、今後も引き続き、更なる業務の改善・効率化のため、その具体化・着実な実行に取り組んでいく。
---	--	-----------	---

表 15－(8) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策（平成 28 年 8 月 31 日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の租税特別措置等を対象とする政策評価（事後評価））

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/sotoku/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	そのまま継続が妥当	<b>【引き続き推進】</b> 家内労働者の生活の安定を確保するため、当該措置を継続することとする。

表 15－(9) 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価（平成 27 年度予算））（平成 28 年 5 月 18 日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の未着手・未了の政策を対象とする政策評価）

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/miryu/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/miryu/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（1 地区）	そのまま継続が妥当	<b>【引き続き推進】</b> 引き続き 1 地区を継続する。
2	水道水源開発等施設整備事業（5 地区）	そのまま継続が妥当	<b>【引き続き推進】</b> 引き続き 5 地区を継続する。

表 15－(10) 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価（平成 28 年度予算））（平成 28 年 5 月 18 日、11 月 16 日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の未着手・未了の政策を対象とする政策評価（事後評価））

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/miryu/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/miryu/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（6 地区）	そのまま継続が妥当	<b>【引き続き推進】</b> 引き続き 6 地区を継続する。

		当	
2	水道水源開発等施設整備事業（1地区）	そのまま 継続が妥 当	【引き続き推進】 引き続き1地区を継続する。
3	生活基盤施設耐震化等 交付金（3地区）	そのまま 継続が妥 当	【引き続き推進】 引き続き2地区を継続する。 【改善・見直し】 1地区を見直しの上継続する。

表 15- (11) 事業評価方式により評価を実施した政策（終了時の個別研究開発課題）（平成 28 年 9 月 2 日公表）  
政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト（厚生労働省の完了後・終了時の政策を対象とする  
政策評価（事後評価））

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kanryogo/mhlw.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kanryogo/mhlw.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価 の結果	政策評価の結果の政策への反映状況
1	政策科学総合研究事業 （8 課題）	有効性・ 効率性等 が認めら れる。	行政課題の解決に資する成果が挙げられており、効率的な研究事業が 運営されているとの評価を踏まえ、引き続き施策等への活用の観点も 踏まえた研究の推進を図ることとしている。また、平成 27 年度に終 了した計 162 課題の成果に関する評価結果については、今後同種の政 策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し、反映する予定として いる。
2	地球規模保健課題解決 推進のための行政施策 に関する研究事業（1 課 題）		
3	厚生労働科学特別研究 事業（24 課題）		
4	未承認薬評価研究事業 （終了課題なし）		
5	成育疾患克服等次世代 育成基盤研究事業（健 やか次世代育成総合研 究事業）（2 課題）		
6	がん対策推進総合研究 事業（がん政策研究事 業）（1 課題）		
7	循環器疾患・糖尿病等 生活習慣病対策総合研 究事業（9 課題）		
8	女性の健康の包括的支 援総合研究事業（終了 課題なし）		
9	難治性疾患政策研究事 業（24 課題）		
10	免疫アレルギー疾患等 政策研究事業（免疫ア レルギー疾患政策研究		

	分野) (終了課題なし)		
11	免疫アレルギー疾患等 政策研究事業 (移植医 療基盤整備研究分野) (1 課題)		
12	慢性の痛み政策研究事 業 (終了課題なし)		
13	長寿科学政策研究事業 (1 課題)		
14	認知症政策研究事業 (2 課題)		
15	障害者政策総合研究事 業 (22 課題)		
16	新興・再興感染症及び 予防接種政策推進研究 事業 (5 課題)		
17	エイズ対策研究事業 (2 課題)		
18	肝炎等克服政策研究事 業 (4 課題)		
19	地域医療基盤開発推進 研究事業 (21 課題)		
20	労働安全衛生総合研究 事業 (6 課題)		
21	食品の安全確保推進研 究事業・カネミ油症に 関する研究事業 (15 課 題)		
22	医薬品・医療機器等レ ギュラトリーサイエン ス政策研究事業 (4 課 題)		
23	化学物質リスク研究事 業 (4 課題)		
24	健康安全・危機管理対 策総合研究事業 (6 課 題)		

